

## 「たばこ税の税率改正に伴う手持品課税の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>1 この通達において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (省略)</p> <p>(11) 手持品課税の日 平成30年、<u>令和2年</u>及び<u>令和3年</u>の各年における10月1日をいう。</p> <p>(12)～(29) (省略)</p> <p>(所持数量の算定)</p> <p>4 手持品課税製造たばこの所持数量の算定に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 改正法附則第51条第1項《<u>たばこ税に係る手持品課税</u>》の規定により法第2条第2項《定義及び製造たばこの区分》に規定する喫煙用の製造たばこ(紙巻たばこを除く。)、かみ用の製造たばこ及びかぎ用の製造たばこについて、法第10条第2項又は同条第3項《課税標準》の規定によりその重量等を本数に換算する場合には、<u>取扱通達第19条《葉巻たばこの本数への換算方法》</u>、<u>取扱通達第20条《パイプたばこ等の本数への換算方法》</u>又は<u>取扱通達第20条の2《加熱式たばこの本数への換算方法等》</u>に規定する方法による。</p> <p>ただし、葉巻たばこのうち、<u>別途公表する「葉巻たばこの簡易換算表」</u>に掲げる銘柄の葉巻たばこ、また、加熱式たばこのうち、別途公表する「<u>加熱式たばこの簡易換算表</u>」に掲げる銘柄の加熱式たばこの1個装当たりの</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>1 この通達において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (同左)</p> <p>(11) 手持品課税の日 平成30年、<u>平成32年</u>及び<u>平成33年</u>の各年における10月1日をいう。</p> <p>(12)～(29) (同左)</p> <p>(所持数量の算定)</p> <p>4 手持品課税製造たばこの所持数量の算定に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 改正法附則第51条第1項《<u>手持品課税</u>》の規定により法第2条第2項《定義及び製造たばこの区分》に規定する喫煙用の製造たばこ(紙巻たばこを除く。)、かみ用の製造たばこ及びかぎ用の製造たばこについて、法第10条第2項又は同条第3項《課税標準》の規定によりその重量等を本数に換算する場合には、<u>取扱通達第20条《パイプたばこ等の本数への換算方法》</u>又は<u>取扱通達第20条の2《加熱式たばこの本数への換算方法等》</u>に規定する方法による。</p> <p>ただし、葉巻たばこのうち、<u>別表「葉巻たばこの簡易換算表」</u>に掲げる銘柄の葉巻たばこ、また、加熱式たばこのうち、別途公表する「<u>加熱式たばこの簡易換算表</u>」に掲げる銘柄の加熱式たばこの1個装当たりの換算本</p>

改正後	改正前
<p>換算本数は、それぞれ同表の「1個装当たりの換算本数」欄に掲げる本数を換算後の本数として差し支えない。この場合において、バラ売りとなる葉巻たばこの1本当たりの換算本数は、それぞれ同表の「1本当たりの換算本数」欄に掲げる本数を換算後の本数として差し支えない（6の(5)において同じ。）。</p> <p><b>（納税申告書の取扱い等）</b></p> <p>6 納税申告書の取扱い等は次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 改正法附則第51条第3項（同条第10項又は第12項において準用する場合を含む。）の規定により、納税申告書は、地方たばこ税申告書に併せて、手持品課税製造たばこの貯蔵場所の所在地の都道府県知事又は市町村長（東京都の特別区の区長を含む。以下この号において同じ。）に提出することができる。</p> <p>この場合においては、納税申告書が当該都道府県知事又は市町村長に提出された日に手持品課税製造たばこの貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に納税申告書が提出されたものとみなされるのであるから留意する。</p> <p>（注） 地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第2項《用語》の規定により、同法の道府県たばこ税に関する規定は都に、市町村たばこ税に関する規定は特別区に準用される。</p> <p>(3)、(4) （省略）</p> <p>(5) 製造たばこの区分別の手持品課税の課税標準たる本数は、紙巻たばこについてはその本数、紙巻たばこ以外の製造たばこについては、法第10条第2項又は第3項《課税標準》及び取扱通達第19条《葉巻たばこの本数への換算方法》、取扱通達第20条《パイプたばこ等の本数への換算方法》又</p>	<p>数は、それぞれ同表の「1個装当たりの換算本数」欄に掲げる本数を換算後の本数として差し支えない。この場合において、バラ売りとなる葉巻たばこの1本当たりの換算本数は、それぞれ同表の「1本当たりの換算本数」欄に掲げる本数を換算後の本数として差し支えない（6の(5)において同じ。）。</p> <p><b>（納税申告書の取扱い等）</b></p> <p>6 納税申告書の取扱い等は次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 改正法附則第51条第3項（同条第10項又は第12項において準用する場合を含む。）の規定により、納税申告書は、地方たばこ税申告書に併せて、手持品課税製造たばこの貯蔵場所の所在地の都道府県知事又は市町村長（東京都の特別区の区長を含む。以下この号において同じ。）に提出することができる。</p> <p>この場合においては、納税申告書が当該都道府県知事又は市町村長に提出された日に手持品課税製造たばこの貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に納税申告書が提出されたものとみなされるのであるから留意する。</p> <p>（注） 地方税法（昭和20年法律第226号）第1条第2項《用語》の規定により、同法の道府県たばこ税に関する規定は都に、市町村たばこ税に関する規定は特別区に準用される。</p> <p>(3)、(4) （同左）</p> <p>(5) 製造たばこの区分別の手持品課税の課税標準たる本数は、紙巻たばこについてはその本数、紙巻たばこ以外の製造たばこについては、法第10条第2項又は第3項《課税標準》及び取扱通達第20条《パイプたばこ等の本数への換算方法》又は取扱通達第20条の2《加熱式たばこの本数への換算</p>

改正後	改正前
<p>は取扱通達第20条の2《加熱式たばこの本数への換算方法等》に規定する方法により換算した本数による。</p> <p>ただし、葉巻たばこ又は加熱式たばこについては、4の(6)のただし書きによる本数を当該葉巻たばこ又は加熱式たばこの課税標準たる本数として計算して差し支えない。</p> <p>なお、製造たばこの区分別の税額については、取扱通達第22条《端数計算等》の規定に準じて処理する。</p> <p><b>(手持品課税に係るたばこ税の納付等)</b></p> <p>7 手持品課税に係るたばこ税の納付等については、次の点に留意する。</p> <p>(1) 改正法附則第51条第5項(同条第10項又は第12項において準用する場合を含む。)の規定により、次に掲げる場合の手持品課税に係るたばこ税の納期限は、平成31年4月1日(同条第10項において同条第5項を準用する場合にあっては令和3年3月31日、同条第12項において同条第5項を準用する場合にあっては令和4年3月31日)となる。</p> <p>イ 期限後申告書又は修正申告書が手持品課税に係るたばこ税の納期限前に提出された場合</p> <p>ロ 更正又は決定に係る通則法第35条第2項第2号《申告納税方式による国税等の納付》に規定する納期限が手持品課税に係るたばこ税の納期限前に到来する場合</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>	<p>方法等》に規定する方法により換算した本数による。</p> <p>ただし、葉巻たばこ又は加熱式たばこについては、4の(6)のただし書きによる本数を当該葉巻たばこ又は加熱式たばこの課税標準たる本数として計算して差し支えない。</p> <p>なお、製造たばこの区分別の税額については、取扱通達第22条《端数計算等》の規定に準じて処理する。</p> <p><b>(手持品課税に係るたばこ税の納付等)</b></p> <p>7 手持品課税に係るたばこ税の納付等については、次の点に留意する。</p> <p>(1) 改正法附則第51条第5項(同条第10項又は第12項において準用する場合を含む。)の規定により、次に掲げる場合の手持品課税に係るたばこ税の納期限は、平成31年4月1日(同条第10項において同条第5項を準用する場合にあっては平成33年3月31日、同条第12項において同条第5項を準用する場合にあっては平成34年3月31日)となる。</p> <p>イ 期限後申告書又は修正申告書が手持品課税に係るたばこ税の納期限前に提出された場合</p> <p>ロ 更正又は決定に係る通則法第35条第2項第2号《申告納税方式による国税等の納付》に規定する納期限が手持品課税に係るたばこ税の納期限前に到来する場合</p> <p>(2)～(3) (同左)</p>

改正後

改正前

別表 (削除)

別表

葉巻たばこの簡易換算表 (五十音順)

銘柄	1本当 たりの 重量	1個装 当たり の葉巻 の収容 本数	1個装 当たり の換算 の基礎 となる 重量	① 1個装 当たり の換算 本数	② 1本当 たりの 換算本 数
	(g)	(本)	(g)	(本)	(本)
アジオ・ハーフ・コロナ (5)	2.9	5	14.5	14.5	2.9
アジオ・フィルター・チップ	1.1	10	11.0	11.0	1.1
アジオ・フィルター・チップ・スウィート	1.1	10	11.0	11.0	1.1
アミーゴ・フィルター・チェリー	0.9	10	9.0	9.0	0.9
アミーゴ・フィルター・バニラ	0.9	10	9.0	9.0	0.9
アルカボネ・ポケットフィルター・スイートコニャック	0.8	10	8.0	8.0	0.8
アルカボネ・スイート	1.6	10	16.0	16.0	1.6
アルカボネ・スイートフィルター	1.1	10	11.0	11.0	1.1
アルカボネ・ポケット	1.2	10	12.0	12.0	1.2
アルカボネ・ポケットフィルター・アイリッシュ・コーヒー	0.8	10	8.0	8.0	0.8
アルカボネ・ポケットフィルター・メンソール	0.7	10	7.0	7.0	0.7
アルカボネ・ポケットフィルター	0.8	10	8.0	8.0	0.8
アルカボネ・ポケットフィルター3's	0.8	3	2.4	2.4	0.8
インデペンデンス	8.0	1	8.0	8.0	8.0
インデペンデンス・エクストリーム・バニラ	9.5	1	9.5	9.5	9.5
ウィングス・トロピカルバニラ	1.2	20	24.0	24.0	1.2

改正後	改正前					
	エクスプローラー・スパイス・ラム	5.0	5	25.0	25.0	5.0
	エクスプローラー・チョコレート・トリュフ	5.0	5	25.0	25.0	5.0
	エクスプローラー・ハニー・ネクター	5.0	5	25.0	25.0	5.0
	エクスプローラー・バニラ・クリーム	5.0	5	25.0	25.0	5.0
	エセンシア・デ・カリブ・ショートロブスト	8.6	1	8.6	8.6	8.6
	エセンシア・デ・カリブ・ドブロネス	7.0	1	7.0	7.0	7.0
	カフェ・クレーム	0.7	10	7.0	7.0	0.7
	カフェ・クレーム・アロマ	0.8	10	8.0	8.0	0.8
	カフェ・クレーム・ヴァニラ	0.8	10	8.0	8.0	0.8
	カフェ・クレーム・コーヒー	0.8	10	8.0	8.0	0.8
	カフェ・クレーム・フィルター・アロマ	0.9	10	9.0	9.0	0.9
	カフェ・クレーム・ブルー	0.6	10	6.0	6.0	0.6
	ケース・スリム	0.6	20	12.0	12.0	0.6
	ケース・スリム・アロマ・フレッシュ	0.6	20	12.0	12.0	0.6
	ケース・スリム・アロマ・ミント(ローズ)	0.6	20	12.0	12.0	0.6
	ケース・スリム・アロマ・メルティ(メープル)	0.6	20	12.0	12.0	0.6
	ケース・スリム・エキゾチック	0.6	20	12.0	12.0	0.6
	ケース・スリム・ジャパクラシック	0.6	20	12.0	12.0	0.6
	ケース・スリム・ビターテイスト	0.6	20	12.0	12.0	0.6
	ケース・マイルド	0.8	20	16.0	16.0	0.8
	ケース・マイルド・アロマ・ロースト(カフェラテ)	0.8	20	16.0	16.0	0.8
	ケース・メンソール	0.8	20	16.0	16.0	0.8
	キャプテン・ブラック・リトルシガー・ホワイトクリーム	0.9	20	18.0	18.0	0.9
	キャプテン・ブラック・リトルシガー・ダーククリーム	0.9	20	18.0	18.0	0.9

改正後	改正前					
	キャプテン・ブラック・リトルシガー・クラシック	0.9	20	18.0	18.0	0.9
	キャプテン・ブラック・リトルシガー・チェリー	0.9	20	18.0	18.0	0.9
	キャプテン・ブラック・クラシック	1.1	20	22.0	22.0	1.1
	キャプテン・ブラック・ダーク・クリーム	1.1	20	22.0	22.0	1.1
	キャプテン・ブラック・チェリー	1.1	20	22.0	22.0	1.1
	キャプテン・ブラック・ホワイトクリーム	1.1	20	22.0	22.0	1.1
	キング・エドワード・スイートチェリー	3.1	5	15.5	15.5	3.1
	キング・エドワード・スペシャル	3.3	5	16.5	16.5	3.3
	キング・エドワード・フィルター・シガー	1.2	20	24.0	24.0	1.2
	グアンタナメラ・ミニシガロ	0.7	20	14.0	14.0	0.7
	クラブマスター・ブラックチェリー	1.2	20	24.0	24.0	1.2
	クラブマスター・ブラックチェリー・フィルター	1.3	20	26.0	26.0	1.3
	クラブマスター・ミニ・フィルター・バニラ	0.8	20	16.0	16.0	0.8
	クラブマスター・ミニ・フィルター・ブルー	0.7	20	14.0	14.0	0.7
	クラブマスター・ミニ・スマトラ	0.6	20	12.0	12.0	0.6
	クラブマスター・ミニ・チョコレート	0.8	20	16.0	16.0	0.8
	クラブマスター・ミニ・バニラ	0.8	20	16.0	16.0	0.8
	クラブマスター・ミニ・ブラジル	0.7	20	14.0	14.0	0.7
	クラブマスター・ミニ・ブルー	0.7	20	14.0	14.0	0.7
	グリフィン・グリフィノス	0.9	20	18.0	18.0	0.9
	グロリア	5.5	5	27.5	27.5	5.5
	コイバ・クラブ	1.1	20	22.0	22.0	1.1
	コイバ・クラブ10's	1.1	10	11.0	11.0	1.1
	コイバ・クラブホワイト	1.1	20	22.0	22.0	1.1

改正後	改正前					
	コイバ・クラブホワイト10	1.1	10	11.0	11.0	1.1
	コイバ・ショート	1.6	10	16.0	16.0	1.6
	コイバ・ミニガリロ	1.0	20	20.0	20.0	1.0
	コイバ・ミニガリロ・ホワイト	1.0	20	20.0	20.0	1.0
	コイバ・ミニガリロ・ホワイト10	1.0	10	10.0	10.0	1.0
	コイバ・ミニガリロ10's	1.0	10	10.0	10.0	1.0
	ゴールドシール・シガリロ	1.7	10	17.0	17.0	1.7
	ゴールドシール・ペティト	1.0	10	10.0	10.0	1.0
	コルツ・リトルシガー・スイートメンソール	0.9	20	18.0	18.0	0.9
	コルツ・リトルシガー・オリジナル	0.9	20	18.0	18.0	0.9
	コルツ・リトルシガー・グレープ	0.9	20	18.0	18.0	0.9
	コルツ・リトルシガー・ダークココア	0.9	20	18.0	18.0	0.9
	コルツ・リトルシガー・チェリー	0.9	20	18.0	18.0	0.9
	コルツ・リトルシガー・バニラ	0.9	20	18.0	18.0	0.9
	コロナ・スマトラ	9.4	1	9.4	9.4	9.4
	サバンヌ・プチ	1.1	20	22.0	22.0	1.1
	J. コルテス・ウッドチップバニラ	1.2	8	9.6	9.6	1.2
	J. コルテス・ウッドチップジンジャー	1.1	8	8.8	8.8	1.1
	ジノ・クラシック・No. 7チュボス	5.5	1	5.5	5.5	5.5
	ジノ・スマトラ	1.0	20	20.0	20.0	1.0
	ジノ・ミニガリロ20	0.9	20	18.0	18.0	0.9
	ジノ・ミニガリロ20s	0.9	20	18.0	18.0	0.9
	ジョーカー・カオス (オリジナル)	0.9	20	18.0	18.0	0.9
	ジョーカー・カルマ (メンソール)	0.9	20	18.0	18.0	0.9

改正後	改正前					
	ジョーカー・マンダラ	0.9	20	18.0	18.0	0.9
	シルクロード・リトルシガー	0.8	20	16.0	16.0	0.8
	スウィッシャー・スイート・シガリロ	3.2	5	16.0	16.0	3.2
	スウィッシャー・スイート・ストロベリーシガリロ	3.1	5	15.5	15.5	3.1
	スウィッシャー・スイート・チョコレートシガリロ	3.1	5	15.5	15.5	3.1
	スウィッシャー・スイート・パーフェクト	6.9	5	34.5	34.5	6.9
	スウィッシャー・スイート・フォイルパウチグレープ	3.2	2	6.4	6.4	3.2
	スウィッシャー・スイート・フォイルパウチストロベリー	3.2	2	6.4	6.4	3.2
	スウィッシャー・スイート・フォイルパウチブルーベリー	3.2	2	6.4	6.4	3.2
	スウィッシャー・スイート・リトルシガーグレープ	1.0	20	20.0	20.0	1.0
	スウィッシャー・スイート・リトルシガーストロベリー	1.0	20	20.0	20.0	1.0
	スウィッシャー・スイート・リトルシガーピーチ	1.0	20	20.0	20.0	1.0
	スウィッシャー・スイート・フォイルパウチ	3.2	2	6.4	6.4	3.2
	スウィッシャー・スイート・リトルシガー	1.0	20	20.0	20.0	1.0
	スウィッシャー・スイート・リトルシガーチェリー	1.0	20	20.0	20.0	1.0
	スウィッシャー・スイート・リトルシガーマンソール	1.0	20	20.0	20.0	1.0
	ソリティア・グレープ	1.0	20	20.0	20.0	1.0
	ソリティア・レギュラー	1.0	20	20.0	20.0	1.0
	ダッチマスター・コロナ・デラックス	9.3	4	37.2	37.2	9.3
	ダッチマスター・シガリログレープ	3.2	5	16.0	16.0	3.2
	ダッチマスター・シガリロバニラ	3.3	5	16.5	16.5	3.3
	ダッチマスター・フレッシュパックバルマ	2.9	2	5.8	5.8	2.9
	ダッチマスター・フレッシュパックワイン	2.9	2	5.8	5.8	2.9
	ダスマン・スペシャル・スマトラ	0.9	20	18.0	18.0	0.9



改正後	改正前					
	ダヌマン・ミニ・ムーズ・ダブルフィルター	0.4	10	4.0	4.0	0.4
	ダヌマン・ムーズ・フィルター	1.5	10	15.0	15.0	1.5
	ダビドフ・クラブ・シガロ	1.5	10	15.0	15.0	1.5
	ダビドフ・ミニシガロ・ゴールド10's	1.0	10	10.0	10.0	1.0
	ダビドフ・ミニシガロ・シルバー10's	1.0	10	10.0	10.0	1.0
	ダビドフ・ミニシガロ・ニカラグア20's	1.0	20	20.0	20.0	1.0
	ダビドフ・ミニシガロ・プラチナム10's	0.9	10	9.0	9.0	0.9
	ダブルハピネス・オリジナル	0.5	20	10.0	10.0	0.5
	ダブルハピネス・メンソール	0.5	20	10.0	10.0	0.5
	トスカーノ・オリジナール	10.5	1	10.5	10.5	10.5
	トスカーノ・クラシコ	7.7	1	7.7	7.7	7.7
	トスカネロ・アロマ・アニス	3.8	1	3.8	3.8	3.8
	トスカネロ・アロマ・カフェ	3.8	1	3.8	3.8	3.8
	トスカネロ・アロマ・グラッパ	3.8	1	3.8	3.8	3.8
	トスカネロ・アロマ・バニラ	3.8	1	3.8	3.8	3.8
	ドンエステバン・シガロ	1.2	20	24.0	24.0	1.2
	ネオス・エキゾチック	0.9	10	9.0	9.0	0.9
	ネオス・カプチーノ	0.9	10	9.0	9.0	0.9
	ネオス・チョコレート	0.9	10	9.0	9.0	0.9
	ネオス・バシフィックアロマ	1.9	10	19.0	19.0	1.9
	ネオス・バシフィックカフェ	1.8	10	18.0	18.0	1.8
	ネオス・ミニ	0.9	10	9.0	9.0	0.9
	ネオス・ミニ・バニラフィルター	0.9	10	9.0	9.0	0.9
	ネオス・ミニ・バニラ	0.9	10	9.0	9.0	0.9

改 正 後	改 正 前					
	ネオス・ミニレゼルバ	0.9	10	9.0	9.0	0.9
	ハーベスト・スーパースリム・スウィート・チェリー	0.5	20	10.0	10.0	0.5
	ハーベスト・スーパースリム・スウィート・バニラ	0.5	20	10.0	10.0	0.5
	ハーベスト・スーパースリム・オリジナル	0.5	20	10.0	10.0	0.5
	バスコ・ダ・ガマ・エスペシャル・チューボ	7.9	1	7.9	7.9	7.9
	バックウッズ・スウィート・アロマティック	3.3	5	16.5	16.5	3.3
	バックウッズ・ハニー	3.0	5	15.0	15.0	3.0
	バックウッズ・ハニーベリー	3.0	5	15.0	15.0	3.0
	ハバタンパ	4.3	5	21.5	21.5	4.3
	ハバタンパ・ジュエル・スイート	4.3	5	21.5	21.5	4.3
	ハバタンパ・バニラ	3.2	5	16.0	16.0	3.2
	パルタガス・クラブ	1.1	20	22.0	22.0	1.1
	パルタガス・セリークラブ・10's	1.1	10	11.0	11.0	1.1
	パルタガス・セリークラブ・20's	1.1	20	22.0	22.0	1.1
	パルタガス・チョコ	3.0	5	15.0	15.0	3.0
	パルタガス・ミニシガリロ	0.7	20	14.0	14.0	0.7
	パルタガスセリーミニシガリロ10s	0.7	10	7.0	7.0	0.7
	パルタガスセリーミニシガリロ20s	0.7	20	14.0	14.0	0.7
	パロマ	2.2	5	11.0	11.0	2.2
	パンター・シティ・バニラ	0.6	20	12.0	12.0	0.6
	パンター・シルエット	0.9	20	18.0	18.0	0.9
	パンター・ピテッセ・デラックス	1.4	10	14.0	14.0	1.4
	パンター・ミノン	2.1	10	21.0	21.0	2.1
	ハンデルスゴールド・チェリー・チップ	3.6	5	18.0	18.0	3.6

改正後	改正前					
	ハンデルスゴールド・バニラ・チップ	3.6	5	18.0	18.0	3.6
	ハンデルスゴールド・ホワイトココナッツ	2.3	5	11.5	11.5	2.3
	ハンデルスゴールド・アップル	2.3	5	11.5	11.5	2.3
	ハンデルスゴールド・クラシック	2.3	5	11.5	11.5	2.3
	ハンデルスゴールド・コーヒー	2.3	5	11.5	11.5	2.3
	ハンデルスゴールド・シガリロ・クラシック	1.0	10	10.0	10.0	1.0
	ハンデルスゴールド・シガリロ・バニラ	1.2	10	12.0	12.0	1.2
	ハンデルスゴールド・ストロベリー	2.3	5	11.5	11.5	2.3
	ハンデルスゴールド・チェリー	2.3	5	11.5	11.5	2.3
	ハンデルスゴールド・チョコレート	2.3	5	11.5	11.5	2.3
	ハンデルスゴールド・クラシック・ウッドチップ	4.1	5	20.5	20.5	4.1
	ハンデルスゴールド・バニラ	2.3	5	11.5	11.5	2.3
	ハンデルスゴールド・ブラック・ウッドチップ	3.9	5	19.5	19.5	3.9
	ハンデルスゴールド100K	3.1	10	31.0	31.0	3.1
	ピース・リトルシガー	0.9	18	18.0	18.0	0.9
	ビリガー・エクスポート	4.3	5	21.5	21.5	4.3
	ビリガー・エクスポート・マデュエロ	4.7	5	23.5	23.5	4.7
	ビリガー・ミニ・エスプレッソ	1.1	10	11.0	11.0	1.1
	ビリガー10・クラシック	0.9	10	9.0	9.0	0.9
	ビリガー10・スイート・フィルター	0.8	10	8.0	8.0	0.8
	ビリガー10・バニラ・フィルター	0.8	10	8.0	8.0	0.8
	フォルテ・オリジナル	0.4	20	8.0	8.0	0.4
	フォルテ・メンソール	0.4	20	8.0	8.0	0.4
	フォルテ・ライト	0.4	20	8.0	8.0	0.4

改正後	改正前					
	プライベートストック・ミディアム・フィラーNo2 チューボ	11.9	1	11.9	11.9	11.9
	ブラック・アンド・マイルド・シガー	3.6	5	18.0	18.0	3.6
	ブラック・アンド・マイルド・ワイン・ベリー・シガー	3.7	5	18.5	18.5	3.7
	ブラックジャック・スーパーSlim・1	0.4	20	8.0	8.0	0.4
	ブラックジャック・スーパーSlim・5	0.4	20	8.0	8.0	0.4
	ブラックジャック・スーパーSlim・メンソール	0.4	20	8.0	8.0	0.4
	ブラックストーン・ストロベリー・フィルター	1.2	20	24.0	24.0	1.2
	ブラックストーン・チェリー・フィルター	1.2	20	24.0	24.0	1.2
	ブラックストーン・チップ・チェリー	2.7	5	13.5	13.5	2.7
	ブラックストーン・チップ・バニラ	2.7	5	13.5	13.5	2.7
	ブラックストーン・チップ・ワイン	2.6	5	13.0	13.0	2.6
	ブラックストーン・バニラ・フィルター	1.2	20	24.0	24.0	1.2
	ブラックストーン・ミニ・チェリー	1.8	6	10.8	10.8	1.8
	ブラックストーン・ワイン・フィルター	1.2	20	24.0	24.0	1.2
	ブラックベッセル・ウッドチップ・チェリー	3.8	5	19.0	19.0	3.8
	ブラックベッセル・ウッドチップ・バニラ	3.8	5	19.0	19.0	3.8
	ブラックベッセル・チェリー・フィルタ	1.0	20	20.0	20.0	1.0
	ブラックベッセル・チョコ・フィルター	1.0	20	20.0	20.0	1.0
	プリンシペ・バンドル・マデュエロ・ベティ・コロナ	6.5	1	6.5	6.5	6.5
	プリンシペ・バンドル・マデュエロ・ショート・ロブスト	10.8	1	10.8	10.8	10.8
	プリンシペ・バンドル・ショート・ロブスト	11.5	1	11.5	11.5	11.5
	プリンシペ・バンドル・ベティ・コロナ	6.6	1	6.6	6.6	6.6
	プリンシペ・バンドル・ロブスト	11.5	1	11.5	11.5	11.5
	プリンシペ・バンドル・マデュエロ・ロブスト	11.5	1	11.5	11.5	11.5

改正後	改正前					
	ブルーハワイ・カクテルシガー	2.1	5	10.5	10.5	2.1
	プレミアムNo. 6	1.5	10	15.0	15.0	1.5
	プレミアムNo. 6チェリー	1.5	10	15.0	15.0	1.5
	プレミアムNo. 6ハニー	1.5	10	15.0	15.0	1.5
	ヘンリーウィンターマンズ・コロナ・デラックス	6.4	1	6.4	6.4	6.4
	ヘンリーウィンターマンズ・ハーフコロナ	3.6	5	18.0	18.0	3.6
	ヘンリーウィンターマンズ・ミニチュア	0.7	10	7.0	7.0	0.7
	ヘンリーウィンターマンズ・ロイヤレス	1.5	5	7.5	7.5	1.5
	ボディショット・ウイスキー	0.8	20	16.0	16.0	0.8
	ボディショット・エナジードリンク	0.8	20	16.0	16.0	0.8
	ボディショット・サングリア	0.8	20	16.0	16.0	0.8
	ボディショット・モヒート	0.8	20	16.0	16.0	0.8
	ボディショット・ラム&コーラ	0.8	20	16.0	16.0	0.8
	ボヘーム・シガー・ミニスーパースリム・No. 1	0.4	20	8.0	8.0	0.4
	ボヘーム・シガー・ミニスーパースリム・No. 5	0.4	20	8.0	8.0	0.4
	ボヘーム・シガーグリップNo. 6	0.7	20	14.0	14.0	0.7
	ボンボンオペラ	3.2	5	16.0	16.0	3.2
	ボンボンオペラ・リトルシガー	1.0	20	20.0	20.0	1.0
	ボンボンオペラ・リトルシガー・チェリー	1.0	20	20.0	20.0	1.0
	マカヌード・ミニチュア	1.8	8	14.4	14.4	1.8
	マリポーサ	2.2	5	11.0	11.0	2.2
	ミュリエル・コロネラ	3.8	5	19.0	19.0	3.8
	ミロ・ゴールド・コロニタス	6.6	1	6.6	6.6	6.6
	ミロ・シルバー・コロニタス	6.7	1	6.7	6.7	6.7

改正後	改正前					
	ミロ・ホワイト・コロナタス	6.7	1	6.7	6.7	6.7
	モンテクリスト・オープンクラブ10s	1.1	10	11.0	11.0	1.1
	モンテクリスト・オープンクラブ20s	1.1	20	22.0	22.0	1.1
	モンテクリスト・オープンミニシガリロ10's	1.0	10	10.0	10.0	1.0
	モンテクリスト・オープンミニシガリロ20's	1.0	20	20.0	20.0	1.0
	モンテクリスト・クラブ	1.1	20	22.0	22.0	1.1
	モンテクリスト・クラブ10's	1.1	10	11.0	11.0	1.1
	モンテクリスト・ミアロマ	0.5	10	5.0	5.0	0.5
	モンテクリスト・ミニシガリロ	1.0	20	20.0	20.0	1.0
	モンテクリスト・ミニシガリロ10's	1.0	10	10.0	10.0	1.0
	モンテクリスト・ミニブルー	0.5	10	5.0	5.0	0.5
	モンテクリスト・ミニレッド	0.5	10	5.0	5.0	0.5
	ラ・バズ・ワイルドシガリロ	1.5	10	15.0	15.0	1.5
	ランバージャック	0.9	20	18.0	18.0	0.9
	ロメオ・Y・ジュリエッタ・クラブ	1.1	20	22.0	22.0	1.1
	ロメオ・Y・ジュリエッタ・ミニシガリロ	0.9	20	18.0	18.0	0.9
	ロメオ・Y・ジュリエッタ・ミニシガリロ10's	0.8	10	8.0	8.0	0.8
	<p>(注) この表にない葉巻たばこについては、特定販売業者において、標準的な重量としているものがある場合で、当該重量が適正であると認められるときは、当該重量を基に換算して差し支えない。</p>					

改正後

別紙様式1

たばこ税の手持品課税納税申告書

※		申告者の種別	卸・小	整理番号	※
令和年月日	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - ) ( ☎ - - )			
税務署長殿	住所	店鋪名 ( - )			
申告者	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)			
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
	同上代理人	Ⓜ			

税務署提出用

下記のとおり、平成 年 月 日現在における、たばこ税の手持品課税納税申告書 (期限後申告書・修正申告書) を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額
紙巻たばこ	①	本	0.5	①(①×0.5) 円	② 円
葉巻たばこ	②	本		②(②×0.5) 円	③ 円
パイプたばこ	③	g ③(③×1) 本		③(③×0.5) 円	④ 円
刻みたばこ	④	g ④(④×0.5) 本		④(④×0.5) 円	⑤ 円
加熱式たばこ	⑤	本		⑤(⑤×0.5) 円	⑥ 円
かみ用のたばこ	⑥	g ⑥(⑥×0.5) 本		⑥(⑥×0.5) 円	⑦ 円
かぎ用のたばこ	⑦	g ⑦(⑦×0.5) 本		⑦(⑦×0.5) 円	⑧ 円
所持する製造たばこの数量の合計	⑧(⑧～⑬の合計)	本		税額の合計額 (100円未満切捨て)	⑧(⑧～⑬の合計) 円
			納付すべき税額	⑩(⑩又は⑩-⑪) 円	00

税理士法第30条の書面提出	(有)	作成税理士署名・押印	
税理士法第33条の2の書面提出	(有)	Ⓜ (電話番号 - - )	
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地	名称	
	(〒 - ) ( ☎ - - )		
	(〒 - ) ( ☎ - - )		
税務署整理欄			
修正申告の場合の当初申告年月日	※ 平成・令和 年 月 日	確認 ※	納期限
通信日付印	※ 令和 年 月 日	確認 ※	令和 年 月 日
番号確認 ※	身元確認 ※	□ 済 □ 未済	※ 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )

(注) ※欄には記入しないでください。

改正前

別紙様式1

たばこ税の手持品課税納税申告書

※		申告者の種別	卸・小	整理番号	※
平成年月日	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - ) ( ☎ - - )			
税務署長殿	住所又は居所	店鋪名 ( - )			
申告者	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)			
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
	同上代理人	Ⓜ			

税務署提出用

下記のとおり、平成 年 月 日現在における、たばこ税の手持品課税納税申告書 (期限後申告書・修正申告書) を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額
紙巻たばこ	①	本	0.5	①(①×0.5) 円	② 円
葉巻たばこ	②	g ②(②×1) 本		②(②×0.5) 円	③ 円
パイプたばこ	③	g ③(③×1) 本		③(③×0.5) 円	④ 円
刻みたばこ	④	g ④(④×0.5) 本		④(④×0.5) 円	⑤ 円
加熱式たばこ	⑤	本		⑤(⑤×0.5) 円	⑥ 円
かみ用のたばこ	⑥	g ⑥(⑥×0.5) 本		⑥(⑥×0.5) 円	⑦ 円
かぎ用のたばこ	⑦	g ⑦(⑦×0.5) 本		⑦(⑦×0.5) 円	⑧ 円
所持する製造たばこの数量の合計	⑧(⑧～⑬の合計)	本		税額の合計額 (100円未満切捨て)	⑧(⑧～⑬の合計) 円
			納付すべき税額	⑩(⑩又は⑩-⑪) 円	00

税理士法第30条の書面提出	(有)	作成税理士署名・押印	
税理士法第33条の2の書面提出	(有)	Ⓜ (電話番号 - - )	
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地	名称	
	(〒 - ) ( ☎ - - )		
	(〒 - ) ( ☎ - - )		
税務署整理欄			
修正申告の場合の当初申告年月日	※ 平成 年 月 日	確認 ※	納期限
通信日付印	※ 平成 年 月 日	確認 ※	平成 年 月 日
番号確認 ※	身元確認 ※	□ 済 □ 未済	※ 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )

(注) ※欄には記入しないでください。

改正後

別紙様式2-1

戻入れ・移入  
輸出・廃棄 製造たばこのたばこ税手持品課税済確認申請書

【平成30年10月1日手持品課税済分】

収受印		整理番号 ※					
令和 年 月 日	製造場又は保税地域の所在地及び名称	(〒 - ) (区 - - )					
税務署長 殿  税関長	住所	(〒 - ) (区 - - )					
	申請者 氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)					
	法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。 ※法人番号は、税務署税出用2連の「上連の5」に記載してください。					
	同上代理人		◎				
下記の製造たばこについて、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第6項又は第7項に規定する確認を受けたので、申請します。							
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）した手持品課税済製造たばこ							
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ	かぎ用の製造たばこ
数量	本	g	g	g	本	g	g
税額	円	円	円	円	円	円	円
戻入れ又は移入の場合における製造場に戻し又は移送した者	住所	(〒 - ) (区 - - )					
	氏名又は名称						
手持品課税を受けた時における貯蔵場所の所在地及び名称等	貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - ) (区 - - )					
	申告者 住所	(〒 - ) (区 - - )					
	氏名又は名称						
輸出又は廃棄の場合における輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称		(〒 - ) (区 - - )					
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）年月日	令和・平成 年 月 日						
戻入れ又は移入の場合における控除又は還付を受けるための申告書の月分	令和・平成 年 月分						
その他参考となるべき事項							
※ 上記について、申請のとおり確認しましたので、たばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第7項又は第9項の規定により、通知します。							
令和 年 月 日	第 号	税務署長	◎				
		税関長					

※ 税務署  
整理欄

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 この申請書には、申請に係る製造たばこについて手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書」を添付してください。  
なお、戻入れ又は移入に係る製造たばこで、戻入れ又は移入場所と貯蔵場所が同一税務署管内の場合には添付の必要はありません。  
3 ※印欄は、記入しないでください。

改正前

別紙様式2-1

戻入れ・移入  
輸出・廃棄 製造たばこのたばこ税手持品課税済確認申請書

【平成30年10月1日手持品課税済分】

収受印		整理番号 ※					
平成 年 月 日	製造場又は保税地域の所在地及び名称	(〒 - ) (区 - - )					
税務署長 殿  税関長	住所又は居所	(〒 - ) (区 - - )					
	申請者 氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)					
	法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。 ※法人番号は、税務署税出用2連の「上連の5」に記載してください。					
	同上代理人		◎				
下記の製造たばこについて、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第6項又は第7項に規定する確認を受けたので、申請します。							
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）した手持品課税済製造たばこ							
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ	かぎ用の製造たばこ
数量	本	g	g	g	本	g	g
税額	円	円	円	円	円	円	円
戻入れ又は移入の場合における製造場に戻し又は移送した者	住所又は居所	(〒 - ) (区 - - )					
	氏名又は名称						
手持品課税を受けた時における貯蔵場所の所在地及び名称等	貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - ) (区 - - )					
	申告者 住所又は居所	(〒 - ) (区 - - )					
	氏名又は名称						
輸出又は廃棄の場合における輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称		(〒 - ) (区 - - )					
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）年月日	平成 年 月 日						
戻入れ又は移入の場合における控除又は還付を受けるための申告書の月分	平成 年 月分						
その他参考となるべき事項							
※ 上記について、申請のとおり確認しましたので、たばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第7項又は第9項の規定により、通知します。							
平成 年 月 日	第 号	税務署長	◎				
		税関長					

※ 税務署  
整理欄

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 この申請書には、申請に係る製造たばこについて手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書」を添付してください。  
なお、戻入れ又は移入に係る製造たばこで、戻入れ又は移入場所と貯蔵場所が同一税務署管内の場合には添付の必要はありません。  
3 ※印欄は、記入しないでください。



改正後

別紙様式2-2

戻入れ・移入  
輸出・廃棄 製造たばこのたばこ税手持品課税済確認申請書

【令和2年10月1日手持品課税済分】

収受印		整理番号	※				
令和 年 月 日	製造場又は保税地域の所在地及び名称	(〒 - ) (区 - - )					
税務署長 殿  税関長	住所	(〒 - ) (区 - - )					
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)					
	法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。 ※法人番号は、税務署税出用2連の「上欄の5」に記載してください。					
	同上代理人						
下記の製造たばこについて、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第10項において準用する同条第6項又は第7項に規定する確認を受けたため、申請します。							
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）した手持品課税済製造たばこ							
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ	かき用の製造たばこ
数量	本	本	g	g	本	g	g
税額	円	円	円	円	円	円	円
戻入れ又は移入の場合における製造場に戻し又は移送した者	住所	(〒 - ) (区 - - )					
	氏名又は名称						
手持品課税を受けた時における貯蔵場所の所在地及び名称等	貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - ) (区 - - )					
	住所	(〒 - ) (区 - - )					
	氏名又は名称						
輸出又は廃棄の場合における輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称		(〒 - ) (区 - - )					
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）年月日	令和 年 月 日						
戻入れ又は移入の場合における控除又は還付を受けるための申告書の月分	令和 年 月分						
その他参考となるべき事項							
※ 上記について、申請のとおり確認しましたので、たばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第11項において準用する第7項又は第9項の規定により、通知します。							
	第 号	令和 年 月 日	税務署長				
			税関長				
※ 税務署 整理欄	番号確認						

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 この申請書には、申請に係る製造たばこについて手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書」を添付してください。  
なお、戻入れ又は移入に係る製造たばこで、戻入れ又は移入場所と貯蔵場所が同一税務署管内の場合には添付の必要はありません。  
3 ※印欄は、記入しないでください。

改正前

別紙様式2-2

戻入れ・移入  
輸出・廃棄 製造たばこのたばこ税手持品課税済確認申請書

【平成32年10月1日手持品課税済分】

収受印		整理番号	※				
平成 年 月 日	製造場又は保税地域の所在地及び名称	(〒 - ) (区 - - )					
税務署長 殿  税関長	住所又は居所	(〒 - ) (区 - - )					
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)					
	法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。 ※法人番号は、税務署税出用2連の「上欄の5」に記載してください。					
	同上代理人						
下記の製造たばこについて、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第10項において準用する同条第6項又は第7項に規定する確認を受けたため、申請します。							
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）した手持品課税済製造たばこ							
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ	かき用の製造たばこ
数量	本	本	g	g	本	g	g
税額	円	円	円	円	円	円	円
戻入れ又は移入の場合における製造場に戻し又は移送した者	住所又は居所	(〒 - ) (区 - - )					
	氏名又は名称						
手持品課税を受けた時における貯蔵場所の所在地及び名称等	貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - ) (区 - - )					
	住所又は居所	(〒 - ) (区 - - )					
	氏名又は名称						
輸出又は廃棄の場合における輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称		(〒 - ) (区 - - )					
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）年月日	平成 年 月 日						
戻入れ又は移入の場合における控除又は還付を受けるための申告書の月分	平成 年 月分						
その他参考となるべき事項							
※ 上記について、申請のとおり確認しましたので、たばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第11項において準用する第7項又は第9項の規定により、通知します。							
	第 号	平成 年 月 日	税務署長				
			税関長				
※ 税務署 整理欄	番号確認						

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 この申請書には、申請に係る製造たばこについて手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書」を添付してください。  
なお、戻入れ又は移入に係る製造たばこで、戻入れ又は移入場所と貯蔵場所が同一税務署管内の場合には添付の必要はありません。  
3 ※印欄は、記入しないでください。

改正後

別紙様式2-3

戻入れ・移入  
輸出・廃棄 製造たばこのたばこ税手持品課税済確認申請書

【令和3年10月1日手持品課税済分】

収受印		整理番号	※				
令和 年 月 日	製造場又は保税地域の所在地及び名称	(〒 - ) (区 - - )					
税務署長 殿  税関長	住所	(〒 - ) (区 - - )					
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)					
	法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。 ※法人番号は、税務署税出用2通のいずれのほうに記載してください。					
	同上代理人						
下記の製造たばこについて、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第12項において準用する同条第6項又は第7項に規定する確認を受けたため、申請します。							
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）した手持品課税済製造たばこ							
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かき用の製造たばこ	かき用の製造たばこ
数量	本	本	g	g	本	g	g
税額	円	円	円	円	円	円	円
戻入れ又は移入の場合における製造場に戻し又は移送した者	住所	(〒 - ) (区 - - )					
	氏名又は名称						
手持品課税を受けた時における貯蔵場所の所在地及び名称等	貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - ) (区 - - )					
	住所	(〒 - ) (区 - - )					
	氏名又は名称						
輸出又は廃棄の場合における輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称		(〒 - ) (区 - - )					
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）年月日	令和 年 月 日						
戻入れ又は移入の場合における控除又は還付を受けるための申告書の月分	令和 年 月分						
その他参考となるべき事項							
※ 上記について、申請のとおり確認しましたので、たばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第12項において準用する第7項又は第9項の規定により、通知します。							
	第 号	令和 年 月 日	税務署長				
			税関長				
※ 税務署 整理欄	番号確認						

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 この申請書には、申請に係る製造たばこについて手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書」を添付してください。  
なお、戻入れ又は移入に係る製造たばこで、戻入れ又は移入場所と貯蔵場所が同一税務署管内の場合には添付の必要はありません。  
3 ※印欄は、記入しないでください。

改正前

別紙様式2-3

戻入れ・移入  
輸出・廃棄 製造たばこのたばこ税手持品課税済確認申請書

【平成33年10月1日手持品課税済分】

収受印		整理番号	※				
平成 年 月 日	製造場又は保税地域の所在地及び名称	(〒 - ) (区 - - )					
税務署長 殿  税関長	住所又は居所	(〒 - ) (区 - - )					
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)					
	法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。 ※法人番号は、税務署税出用2通のいずれのほうに記載してください。					
	同上代理人						
下記の製造たばこについて、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第12項において準用する同条第6項又は第7項に規定する確認を受けたため、申請します。							
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）した手持品課税済製造たばこ							
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かき用の製造たばこ	かき用の製造たばこ
数量	本	本	g	g	本	g	g
税額	円	円	円	円	円	円	円
戻入れ又は移入の場合における製造場に戻し又は移送した者	住所又は居所	(〒 - ) (区 - - )					
	氏名又は名称						
手持品課税を受けた時における貯蔵場所の所在地及び名称等	貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - ) (区 - - )					
	住所又は居所	(〒 - ) (区 - - )					
	氏名又は名称						
輸出又は廃棄の場合における輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称		(〒 - ) (区 - - )					
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）年月日	平成 年 月 日						
戻入れ又は移入の場合における控除又は還付を受けるための申告書の月分	平成 年 月分						
その他参考となるべき事項							
※ 上記について、申請のとおり確認しましたので、たばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第12項において準用する第7項又は第9項の規定により、通知します。							
	第 号	平成 年 月 日	税務署長				
			税関長				
※ 税務署 整理欄	番号確認						

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 この申請書には、申請に係る製造たばこについて手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書」を添付してください。  
なお、戻入れ又は移入に係る製造たばこで、戻入れ又は移入場所と貯蔵場所が同一税務署管内の場合には添付の必要はありません。  
3 ※印欄は、記入しないでください。

改 正 後

別紙様式3-1

製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書交付申請書

【平成30年10月1日手持品課税済分】

金和 年 月 日		営業所又は貯蔵場所 の所在地及び名称 (〒 - ) ( ☎ - - )		整理番号 ※		
申請者 税務署長 殿	住所	(〒 - ) ( ☎ - - )				
	氏名又は名称 及び代表者氏名	(フリガナ)				
	法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。 <small>※ 法人番号は、税務署提出用2通の内 上通のみに記載して ください。</small>				
	同上代理人	⑧				
下記の製造たばこが、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第1項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることについてのたばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第6項又は第9項に規定する証明書の交付を申請します。						
製造者又は特定販売業者が、たばこ税の控除又は還付を受けようとする手持品課税製造たばこ						
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ
数量	本	g	g	g	本	g
税額	円	円	円	円	円	円
製造たばこの 製造者又は引取者	戻入れ又は移入に係る製造場又は引取りに係る保税地域の所在地及び名称					
	住所					
	氏名又は名称					
参考事項						
手持品課税対象証明書						
※ 上記の製造たばこは、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第1項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることを証明します。						
(証明) 第 号 金和 年 月 日						
税務署長 ⑧						
※ 税務署 整理欄	番号確認					

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 ※印欄は、記入しないでください。

改 正 前

別紙様式3-1

製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書交付申請書

【平成30年10月1日手持品課税済分】

平成 年 月 日		営業所又は貯蔵場所 の所在地及び名称 (〒 - ) ( ☎ - - )		整理番号 ※		
申請者 税務署長 殿	住所	(〒 - ) ( ☎ - - )				
	氏名又は名称 及び代表者氏名	(フリガナ)				
	法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。 <small>※ 法人番号は、税務署提出用2通の内 上通のみに記載して ください。</small>				
	同上代理人	⑧				
下記の製造たばこが、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第1項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることについてのたばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第6項又は第9項に規定する証明書の交付を申請します。						
製造者又は特定販売業者が、たばこ税の控除又は還付を受けようとする手持品課税製造たばこ						
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ
数量	本	g	g	g	本	g
税額	円	円	円	円	円	円
製造たばこの 製造者又は引取者	戻入れ又は移入に係る製造場又は引取りに係る保税地域の所在地及び名称					
	住所又は居所					
	氏名又は名称					
参考事項						
手持品課税対象証明書						
※ 上記の製造たばこは、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第1項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきであることを証明します。						
(証明) 第 号 平成 年 月 日						
税務署長 ⑧						
※ 税務署 整理欄	番号確認					

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 ※印欄は、記入しないでください。

改正後

別紙様式3-2

製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書交付申請書

【令和2年10月1日手持品課税済分】

収受印 令和 年 月 日		整理番号 ※	
税務署長 殿 申請者	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒 - - ) (番 - - - )	(〒 - - ) (番 - - - )	
	住所 (フリガナ)	(フリガナ)	
	氏名又は名称及び代表者氏名	個人の方は個人番号の記載は不要です。	
	法人番号	※ 個人番号は、税務署提出用2通の内1通のみにご記載してください。	
	同上代理人	※	
下記の製造たばこが、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第9項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることについてのたばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第11項において準用する同条第6項又は第9項に規定する証明書の交付を申請します。			
製造者又は特定販売業者が、たばこ税の控除又は還付を受けようとする手持品課税製造たばこ			
区分 紙巻たばこ 葉巻たばこ パイプたばこ 刻みたばこ 加熱式たばこ かみ用の製造たばこ かぎ用の製造たばこ	本 本 g g 本 g g	本 本 g g 本 g g	本 本 g g 本 g g
数量 税額	円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円
製造たばこの製造者又は引取者	住所 氏名又は名称	住所又は屋敷 氏名又は名称	
参考事項			
手持品課税対象証明書			
※ 上記の製造たばこは、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第9項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることを証明します。			
(証明) 第 号 令和 年 月 日 税務署長			
※ 税務署 整理欄	番号確認		

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 ※印欄は、記入しないでください。

改正前

別紙様式3-2

製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書交付申請書

【平成32年10月1日手持品課税済分】

収受印 平成 年 月 日		整理番号 ※	
税務署長 殿 申請者	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒 - - ) (番 - - - )	(〒 - - ) (番 - - - )	
	住所又は屋敷 (フリガナ)	(フリガナ)	
	氏名又は名称及び代表者氏名	個人の方は個人番号の記載は不要です。	
	法人番号	※ 個人番号は、税務署提出用2通の内1通のみにご記載してください。	
	同上代理人	※	
下記の製造たばこが、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第9項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることについてのたばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第11項において準用する同条第6項又は第9項に規定する証明書の交付を申請します。			
製造者又は特定販売業者が、たばこ税の控除又は還付を受けようとする手持品課税製造たばこ			
区分 紙巻たばこ 葉巻たばこ パイプたばこ 刻みたばこ 加熱式たばこ かみ用の製造たばこ かぎ用の製造たばこ	本 本 g g 本 g g	本 本 g g 本 g g	本 本 g g 本 g g
数量 税額	円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円
製造たばこの製造者又は引取者	住所 氏名又は名称	住所又は屋敷 氏名又は名称	
参考事項			
手持品課税対象証明書			
※ 上記の製造たばこは、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第9項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることを証明します。			
(証明) 第 号 平成 年 月 日 税務署長			
※ 税務署 整理欄	番号確認		

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 ※印欄は、記入しないでください。

改正後

別紙様式3-3

製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書交付申請書

【令和3年10月1日手持品課税済分】

収受印		整理番号 ※					
令和 年 月 日	営業所又は貯蔵場所 の所在地及び名称	(〒 - ) ( ☎ - - )					
	住 所	(〒 - ) ( ☎ - - )					
	申 請 者 氏名又は名称 及び代表者氏名	(フリガナ) ㊟					
	法 人 番 号	個人の方は個人番号の記載は不要です。 ㊟ ※ 法人登記は、税務署提出用2通の内 1通のみに記載して ください。					
	同 上 代 理 人	㊟					
下記の製造たばこが、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第11項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることについてのたばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第12項において準用する同条第6項又は第9項に規定する証明書の交付を申請します。							
製造者又は特定販売業者が、たばこ税の控除又は還付を受けようとする手持品課税製造たばこ							
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ	かぎ用の製造たばこ
数量	本	本	g	g	本	g	g
税額	円	円	円	円	円	円	円
製造たばこの製造者又は引取者	戻入れ又は移入に係る製造場又は引取りに係る保税地域の所在地及び名称						
	住 所						
	氏 名 又 は 名 称						
参 考 事 項							
手 持 品 課 税 対 象 証 明 書							
※ 上記の製造たばこは、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第11項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることを証明します。							
(証明) 第 号 令和 年 月 日 税 務 署 長 ㊟							
※ 税務署 整理欄	番号確認						

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 ※印欄は、記入しないでください。

改正前

別紙様式3-3

製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書交付申請書

【平成33年10月1日手持品課税済分】

収受印		整理番号 ※					
平成 年 月 日	営業所又は貯蔵場所 の所在地及び名称	(〒 - ) ( ☎ - - )					
	住 所 又 は 居 所	(〒 - ) ( ☎ - - )					
	申 請 者 氏名又は名称 及び代表者氏名	(フリガナ) ㊟					
	法 人 番 号	個人の方は個人番号の記載は不要です。 ㊟ ※ 法人登記は、税務署提出用2通の内 1通のみに記載して ください。					
	同 上 代 理 人	㊟					
下記の製造たばこが、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第11項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることについてのたばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第12項において準用する同条第6項又は第9項に規定する証明書の交付を申請します。							
製造者又は特定販売業者が、たばこ税の控除又は還付を受けようとする手持品課税製造たばこ							
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ	かぎ用の製造たばこ
数量	本	g	g	g	本	g	g
税額	円	円	円	円	円	円	円
製造たばこの製造者又は引取者	戻入れ又は移入に係る製造場又は引取りに係る保税地域の所在地及び名称						
	住 所 又 は 居 所						
	氏 名 又 は 名 称						
参 考 事 項							
手 持 品 課 税 対 象 証 明 書							
※ 上記の製造たばこは、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第11項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることを証明します。							
(証明) 第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 ㊟							
※ 税務署 整理欄	番号確認						

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 ※印欄は、記入しないでください。

改正後

別紙様式 4

輸出・廃棄製造たばこのたばこ税  
及びたばこ特別税還付申請書

(収受印)							
令和 年 月 日	申 請 者	(住所) (〒 - - )					
		(電話番号 - - )					
		(氏名又は名称及び代表者氏名)					
		税関長殿 (電話番号 - - )					
下記のとおり、たばこ税法第15条第1項又は第3項及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第10条第1項に規定する還付を受けたいので、申請します。							
還付を受けようとする金額		還付を受けようとする銀行等					
円	銀行 金庫	本店 支店	預金 口座番号				
(輸出(廃棄)に係る販売場の所在地及び名称)							
還付を受けようとする金額の内訳							
輸 出 (廃棄) 年 月 日	仕 向 地 所 在 地	又 是 地 域 及 び 名 称	搬 入 の 区 分 (品目)	製造たばこの 区分(品目)	② 引取りの際の 小売定価	税額算出明細 ③×①=税額	還 付 税 額
[ 輸 入 許 可 年 月 日 ]	引 取 地 域 及 び	に の 係 所 在 地 名 称	保 地 所 在 名 称	① 税 率	③ 本 数	③×①=税額	税 額
[ ]							
[ ]							
[ ]							
参 考 事 項							
※税関整理欄	整理番号	通信日付印	令和 年 月 日	確 認 印	入 力		

- (注) 1 不要の文字は、二重線で抹消してください。  
 2 輸出明細書又は廃棄の事実を証する書類及び輸入許可書を添付してください。  
 3 この申請書は、輸出又は廃棄をした日から6か月以内に提出してください。6か月を過ぎると還付を受けることができません。  
 4 ※印欄は、記載しないでください。

改正前

別紙様式 4

輸出・廃棄製造たばこのたばこ税  
及びたばこ特別税還付申請書

(収受印)							
平成 年 月 日	申 請 者	(住所) (〒 - - )					
		(電話番号 - - )					
		(氏名又は名称及び代表者氏名)					
		税関長殿 (電話番号 - - )					
下記のとおり、たばこ税法第15条第1項又は第3項及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第10条第1項に規定する還付を受けたいので、申請します。							
還付を受けようとする金額		還付を受けようとする銀行等					
円	銀行 金庫	本店 支店	預金 口座番号				
(輸出(廃棄)に係る販売場の所在地及び名称)							
還付を受けようとする金額の内訳							
輸 出 (廃棄) 年 月 日	仕 向 地 所 在 地	又 是 地 域 及 び 名 称	搬 入 の 区 分 (品目)	製造たばこの 区分(品目)	② 引取りの際の 小売定価	税額算出明細 ③×①=税額	還 付 税 額
[ 輸 入 許 可 年 月 日 ]	引 取 地 域 及 び	に の 係 所 在 地 名 称	保 地 所 在 名 称	① 税 率	③ 本 数	③×①=税額	税 額
[ ]							
[ ]							
[ ]							
参 考 事 項							
※税関整理欄	整理番号	通信日付印	年 月 日	確 認 印	入 力		

- (注) 1 不要の文字は、二重線で抹消してください。  
 2 輸出明細書又は廃棄の事実を証する書類及び輸入許可書を添付してください。  
 3 この申請書は、輸出又は廃棄をした日から6か月以内に提出してください。6か月を過ぎると還付を受けることができません。  
 4 ※印欄は、記載しないでください。

改正後

別紙様式 5

たばこ税の手持品課税納税申告書への押印に代わる方法の適用届出書

収受印			
届出者	令和 年 月 日	(住 所)(〒 - )	
		(電話番号 - - )	
		(名称及び代表者氏名)(フリガナ)	
		Ⓜ	
国税庁長官殿		(法人番号)	
<p>令和 年 月 日現在におけるたばこ税の手持品課税納税申告書への法人の代表者の押印について、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第13項の規定の適用を受けたいので、届出します。</p>			
押印により難しい特別な事情			
押印に代わる方法	<input type="checkbox"/> 代表者印の印影の写しを印字		
参 考 事 項			

※ 整 理 欄	整理番号		原簿整理		番号確認	
---------	------	--	------	--	------	--

- (注) 1 代表者印の印影の写しを印字する方法を押印に代わる方法とする場合には、当該印影を適宜の用紙に印字し、この届出に添付してください。  
 2 記載事項に変更があった場合には、本様式により変更箇所を記載して提出してください。  
 3 ※印欄は、記載しないでください。

改正前

別紙様式 5

たばこ税の手持品課税納税申告書への押印に代わる方法の適用届出書

収受印			
届出者	平成 年 月 日	(住 所)(〒 - )	
		(電話番号 - - )	
		(名称及び代表者氏名)(フリガナ)	
		Ⓜ	
国税庁長官殿		(法人番号)	
<p>平成 年 月 日現在におけるたばこ税の手持品課税納税申告書への法人の代表者の押印について、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第13項の規定の適用を受けたいので、届出します。</p>			
押印により難しい特別な事情			
押印に代わる方法	<input type="checkbox"/> 代表者印の印影の写しを印字		
参 考 事 項			

※ 整 理 欄	整理番号		原簿整理		番号確認	
---------	------	--	------	--	------	--

- (注) 1 代表者印の印影の写しを印字する方法を押印に代わる方法とする場合には、当該印影を適宜の用紙に印字し、この届出に添付してください。  
 2 記載事項に変更があった場合には、本様式により変更箇所を記載して提出してください。  
 3 ※印欄は、記載しないでください。